

平成24年(行コ)第412号 文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件
控訴人(第一審被告) 国
被控訴人(第一審原告) 崔 鳳泰ほか10名

証 拠 説 明 書 (1 9)

平成25年2月1日

東京高等裁判所第8民事部C係 御中

控訴人指定代理人

近 藤 裕 之	(代)	
板 崎 一 雄	(代)	
高 橋 秀 典	(代)	
澤 田 勝 弘	(代)	
森 寿 明		
関 根 英 恵		
佐 藤 昌 永		
岡 野 信 行		
小 野 啓 一	(代)	
長 野 将 光	(代)	
山 崎 修	(代)	
小 川 寛 人	(代)	
玉 置 浩 平	(代)	

真	鍋	尚	志	
時	田	裕	士	
大	野	寿	久	

略語等は、控訴理由書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙A第49 1号証の1	労働新聞（インタ ーネット版） （抜粋）（原文） （朝鮮労働党中央 委員会）	写 し	2011. 2. 7	北朝鮮においては、近時においても、 日本に存在する朝鮮半島由来の文化財 の多くは日本が北朝鮮から盗掘、奪取 したものであり、これらが北朝鮮に返 還されるべきものであることが強く主 張されている状況にあること。
乙A第49 1号証の2	労働新聞（インタ ーネット版）（抜 粋） （乙A第491号 証の1の日本語 訳） （一般社団法人ラ ジオプレス）	写 し	H23. 2. 7	同上
乙A第49 2号証	在韓国大使館発外 務大臣宛電報第30 89号（日韓関係（高 宗の遺品の兜の 「返還」活動計画 ：報道） （在韓国大使館）	写 し	H23. 5. 2	韓国においては、近時においても、日 本に存在する朝鮮半島由来の文化財の 多くは日本が朝鮮半島から盗掘、奪取 したものであり、これらが返還される べきものであることが強く主張されて いる状況にあること。
乙A第49 3号証	在韓国大使館発外 務大臣宛電報第84 14号（日韓関係（東 京国立博物館所蔵 の朝鮮王朝時代の 武具の「返還」計 画：報道） （在韓国大使館）	写 し	H23. 12. 1 4	同上

乙A第49 4号証	在韓国大使館発外 務大臣宛電報第36 99号(日韓関係(大 倉集古館所属の利 川五層石塔「返還」 問題：東日本大震 災による破損(報 道)) (在韓国大使館)	写 し	H23. 5. 24	同上
乙A第49 5号証	在韓国大使館発外 務大臣宛電報第40 49号(日韓関係 (「国外所在文化 財財団」発足等に 関する文化財庁報 道資料及び関連報 道)) (在韓国大使館)	写 し	H24. 6. 1	韓国において、海外に存在する朝鮮半 島由来の文化財に対する国民及び政府 の関心は極めて高く、政府が民間と協 力しつつ、日韓会談ときに我が国が寄 贈の対象としなかった文化財について 再度返還を求める各種政策を推進する ことが決定されたこと。
乙A第49 6号証	在韓国大使館発外 務大臣宛電報第49 39号(日韓関係等 (文化財返還に関 するフォーラム及 び討論会(文化財 庁報道資料及び外 通部スポークスマ ンブリーフィング)) (在韓国大使館)	写 し	H23. 7. 14	同上
乙A第49 7号証	朝日新聞夕刊(抜 粋) (朝日新聞社)	写 し	H7. 10. 1 1	韓国国民ないし政府には、現在におい ても日本による植民地支配に関連して 強固な被害者意識が根強く潜在し、日 本の政府関係者の発言等を契機にその ような意識が表面化し、激しい反日感 情となって現れること。

乙A第49 8号証	日本経済新聞夕刊 (抜粋) (日本経済新聞社)	写 し	H7.10.1 1	同上
乙A第49 9号証	河合文庫ウェブサ イト (京都大学)	写 し	H25.1	河合文庫の概要
乙A第50 0号証	第2回「日朝国 交正常化のための 作業部会」 (外務省アジア大 洋州局北東アジア 課)	写 し	H19.9.6	北朝鮮が、平成19年に日朝両国間で行われた実務者協議において、文化財問題を取り上げたこと(2(3))。
乙A第50 1号証	日朝実務者協議の 概要(2008年 6月) (外務省アジア大 洋州局北東アジア 課)	写 し	H20.6	北朝鮮が、平成20年に日朝両国間で行われた実務者協議において、文化財問題を取り上げたこと(2(4))。
乙A第50 2号証	通し番号1-61 「宮内庁書陵部所 蔵の目録」 (宮内庁)	写 し	S38.4.11	宮内庁が作成した「宮内庁書陵部所蔵目録」の内容、1-61不服部分に外務省が希少本と評価した韓国古書籍に付した記号が記載されていること。
乙A第50 3号証	通し番号1-74 「韓国文化財の提 供について」 (外務省アジア局 第二課、外務省、 文化財保護委員 会)	写 し	S28.10.2 3 S32.2.21 S33.2.6 S33.2.28	1-74不服部分①及び②は、「韓国関係文化財参考資料」の「別紙1」である「東京国立博物館所蔵韓国関係文化財一覧」の一部であり、同①には、韓国側が日本側に提示した目録に記載された東京国立博物館所蔵の468点について、日本側が行った同博物館が正規の手続きを経て入手したとの調査結

				果（同博物館がそれらの文化財を所蔵するに至った年月日，入手方法，その他の特記事項）が記載されており，同②には，日本側が，韓国の依頼に基づかずに独自に調査し，朝鮮半島由来の文化財であると確認した東京国立博物館所蔵の物品の種類，入手時期，入手方法，入手先等が記載されていること。1-74不服部分③は，「東京国立博物館保管の朝鮮古墳出土美術品のリスト」と題する目録形式の文書の一部であり，同部分には，日本側が，昭和33年1月15日の韓陽新聞の記事を参考に，同博物館所蔵の朝鮮半島由来の文化財等の詳細についての日本側の調査結果（具体的には品名，個数，当該物品の概要，性質，特徴，状態，入手時期，入手方法等）が記載されていること。
乙A第504号証	通し番号1-103「韓国美術品の寄贈」（文化財保護委員会，外務省アジア局第一課，大蔵省理財局外債課）	写し	S33. 1. 9 S33. 4. 14 S33. 4. 15 など	我が国が最終的に韓国に引き渡した東京博物館所蔵の朝鮮半島由来の美術品の内容
乙A第505号証	通し番号1-7「韓国国宝古文書目録，日本各文庫所蔵」（外務省アジア局北東アジア課）	写し	S28. 5. 14	韓国が我が国に返還を請求した朝鮮半島由来の書籍の内容
乙A第506号証	尊経閣文庫ウェブサイト（財団法人前田育	写し	H25. 1	尊経閣文庫の概要

	英会)			
乙A第507号証	寺内文庫(朝鮮本)目録(通し番号1-101「寺内文庫現状」の文書の一部) (外務省アジア局北東アジア課)	写し	S40. 6. 15	外務省が、過去に寺内文庫から山口県立図書館及び山口県立女子短期大学図書館に寄贈された朝鮮半島由来の書籍等のうち、昭和40年当時の現存物について調査した結果。
乙A第508号証	「外務省アジア大洋州局北東アジア課への資料送付について」と題する書面 (農林水産省生産局農産部農産企画課)	写し	H24. 12. 18	我が国が北朝鮮に対して債権を有していること。
乙A第509号証の1	従軍慰安婦問題に係る韓国憲法裁判所決定(原文) (韓国憲法裁判所ホームページ)	写し	H23. 8. 30	韓国憲法裁判所が、従軍慰安婦問題等について韓国外交通商部が我が国に対し紛争解決手続に進まなかったのは韓国の憲法に違反すると決定したこと等
乙A第509号証の2	在韓国大使館発外務大臣宛電報第6157号(憲法裁判所決定要旨仮訳) (在韓国大使館)	写し	H23. 9. 7	同上
乙A第510号証	在韓国大使館発外務大臣宛電報第6327号(慰安婦問題等(趙炳ジェ(チョ	写し	H23. 9. 15	韓国外交通商部が、従軍慰安婦問題に関して我が国に日韓請求権協定に基づく協議を行いたい旨の申し入れを行ったこと。

	・ビョンジェ) 外交通 商部スポークスマ ンによる定例プ リーフィング)) (在韓国大使館)			
乙A第51 1号証の1	韓国大法院判決 (新日本製鐵株式 会社)(原文) (韓国大法院)	写 し	H24. 5. 24	韓国大法院が、先の大戦中に新日本製 鐵に徴用されたとする韓国人が同社に 損害賠償と未払賃金の支払を求めた事 案において、個人の請求権は日韓請求 権協定だけでは消滅しないとの判決を したこと及び同判決の内容
乙A第51 1号証の2	韓国大法院判決 (三菱重工業株式 会社)(原文) (韓国大法院)	写 し	H23. 5. 24	韓国大法院が、先の大戦中に三菱重工 業に徴用されたとする韓国人が同社に 損害賠償と未払賃金の支払を求めた事 案において、個人の請求権は日韓請求 権協定だけでは消滅しないとの判決を したこと及び同判決の内容
乙A第51 1号証の3	在韓国大使館発外 務大臣宛電報第44 62号(過去の民間 人徴用に関する大 法院判決(判決文 仮訳の送付)) (上記乙A第51 1号証の1及び同 号証の2の仮訳 文) (在韓国大使館)	写 し	H24. 6. 18	韓国大法院が、個人の請求権は日韓請 求権協定だけでは消滅しないとの判決 (上記乙A第511号証の1及び同号 証の2の判決)及び同判決の内容
乙A第51 2号証	朝日新聞朝刊 (抜粋) (朝日新聞社)	写 し	H24. 5. 25	韓国大法院が、先の大戦中に三菱重工 業及び新日本製鐵に徴用されたとする 韓国人が各企業に損害賠償と未払賃金 の支払を求めた事案において、個人の 請求権は日韓請求権協定だけでは消滅

				しないとの判決をしたこと等
乙A第51 3号証	読売新聞朝刊 (抜粋) (読売新聞社)	写 し	H24. 5. 25	同上
乙A第51 4号証	毎日新聞朝刊 (抜粋) (毎日新聞社)	写 し	H24. 5. 25	同上
乙A第51 5号証	産経新聞朝刊 (抜粋) (産経新聞社)	写 し	H24. 5. 25	同上
乙A第51 6号証	日本経済新聞朝刊 (抜粋) (日本経済新聞社)	写 し	H24. 10. 2 5	韓国の大法院の判決(乙A第511号証の1ないし3)後に、元朝鮮勤労挺身隊員の韓国人女性らが三菱重工業に対し、未払い賃金の支払や損害賠償を求める訴訟を提起したこと。
乙A第51 7号証	毎日新聞朝刊 (抜粋) (毎日新聞社)	写 し	H24. 10. 2 5	同上
乙A第51 8号証	東京新聞朝刊 (抜粋) (中日新聞東京本社)	写 し	H24. 10. 2 5	同上
乙A第51 9号証	通し番号3-15 「日韓会談政治折衝第2回会談記録」 (抜粋) (外務省アジア局)	写 し	S37. 3. 14	通し番号3-15の文書の不開示部分に記載された小坂外務大臣と崔韓国外務部長官の意見交換の内容が、非公式発言であることを両者が確認し、非公開とすることを前提としていたこと。

	北東アジア課)			
乙 A 第 5 2 0 号証	読売新聞朝刊(抜 粹) (読売新聞社)	写 し	S46. 9. 28	皇室の外国要人等との会話内容の詳細 は、従前から非公表とする取扱いがさ れてきており、我が国の慣行として国 際的にも認識されていること。
乙 A 第 5 2 1 号証	サンケイ新聞朝 刊(抜粹) (産経新聞社)	写 し	S46. 9. 28	同上
乙 A 第 5 2 2 号証	昭和天皇記者会見 (宮内庁)	写 し	S50. 12	同上
乙 A 第 5 2 3 号証	第46回国会衆議院 内閣委員会議録第 10号 (衆議院記録部)	写 し	S39. 3. 17	天皇の公的行為の内容、性質について、 憲法に定める国事行為以外の行為で、 天皇が象徴としての地位に基づいて、 公的な立場で行うものであり、①国事 行為におけるのと同様に国政に関する 権能が含まれてはならない点、②国家 機関としての国事行為とは異なり天皇 の自然人としての行為である点、③憲 法の趣旨に従って行われるように内閣 が責任を負うが、内閣の助言と承認を 要するものではなく、天皇の意思が尊 重されなければならない点など
乙 A 第 5 2 4 号証	第75回国会衆議院 内閣委員会議録第 6号 (衆議院記録部)	写 し	S50. 3. 14	同上
乙 A 第 5 2 5 号証	「皇室法概論」 (抜粹) (園部逸夫著、第 一法規出版株式会	写 し	H14. 4. 10 (初版)	同上

	社刊)			
乙 A 第 5 2 6 号証	在英国大使館発外 務大臣宛電報第50 61号(英国王室(B BCの女王陛下へ の謝罪：報道) (在英国大使館)	写 し	H24. 10. 1	英国王室においても、王族の会話の内 容を非公表とする慣行があること。